



金 沢 市 公 報

第 2 9 8 4 号 の 2

令和元年(2019年)10月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の路線の認定について (道路管理課)	3
●告 示		○市道の路線の変更について (")	4
○平成11年告示第244号 (個人演説会等の施設 の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用 の額について) の一部改正について	(文化施設課)	○市道の区域の決定について (")	4
	1	○道路の供用の開始について (")	4
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課)	2	●公 告	
○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ いて (地域保健課)	3	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	5
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委 託について (リサイクル推進課)	3	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	5

告 示

●金沢市告示第148号

平成11年告示第244号 (個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について) の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

表を次のように改める。

公 営 施 設 の 設 備 の 程 度 等	演説会場の名称	金 沢 歌 劇 座 ホール及び第2楽屋	金 沢 歌 劇 座 大 集 会 室	金沢市文化ホール ホール及び第3楽屋	金沢市文化ホール 大 集 会 室
	演説会場の面積	1,403平方メートル	363.5平方メートル	1,112平方メートル	440平方メートル
	照明の種類程度	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
	演壇	1個	1個	1個	1個
	机	20脚	20脚	8脚	20脚
	椅子	90脚	500脚	13脚	400脚
	下足棚、便所、雨具掛	平常のまま開放する	平常のまま開放する	平常のまま開放する	平常のまま開放する
	その他	湯びん1個、湯呑1 個、たばこ盆1式、 湯茶器1式、拡声装 置1式、マイクロホ ン2本、スタンド2 台	湯びん1個、湯呑1 個、たばこ盆1式、 湯茶器1式、拡声装 置1式、マイクロホ ン2本、スタンド2 台	湯びん1個、湯呑1 個、たばこ盆1式、 湯茶器1式、拡声装 置1式、マイクロホ ン2本、スタンド2 台	湯びん1個、湯呑1 個、たばこ盆1式、 湯茶器1式、拡声装 置1式、マイクロホ ン2本、スタンド2 台

納付すべき費用の額	平日	昼間（午前9時から午後5時までをいう。）	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 68,200円 午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 91,960円	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 21,560円 午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 33,660円	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 44,880円 午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 61,820円	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 44,000円 午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 55,000円
		夜間（午後6時から午後10時までをいう。以下同じ。）	107,470円	36,960円	66,550円	55,000円
	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日	午前 77,000円 午後 106,260円 夜間 122,870円	午前 21,560円 午後 33,660円 夜間 36,960円	午前 49,170円 午後 70,180円 夜間 75,900円	午前 44,000円 午後 55,000円 夜間 55,000円	
	燃料費加算額（6月から9月まで及び12月から翌年の3月まで）	ホール 1時間につき 7,150円 楽屋 基本料の2.5割（候補者負担）	基本料の2.5割（候補者負担）	ホール 1時間につき 7,150円 楽屋 基本料の2.5割（候補者負担）	基本料の2.5割（候補者負担）	

●金沢市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前		変 更 後		変更年月日
南町町会	区域	町の名称	地 番	町の名称	地 番	平成20年 11月1日
		高岡町	1-1、17-2、23-1、26-1、27-1、31-1、32-1、32-2、33-1~36-1、40-1~44-1、47-1、48-1、50-1、56	南町	101番~201番、206番~234番	
		尾山町	10-1、23-1、29-1、30-1、37~39、41-1、45-1、46-1、51-1、52、54-1、55-1、62-1、63-1、66-1、67-1、70-1、71-1、73-1、74、75-1、75-4、78-1、79、85-1、86-1、87-1、87-2、87-3、99-1、100-1、101、102			
		香林坊1丁目	147~150			
		香林坊2丁目	153、159~163-1、166-1、167-1、168、172~177、179、180			
	主たる事務所の所在地	金沢市高岡町1番45号		金沢市南町3番32号		令和元年 6月21日
	代表者の氏名及び住所	白尾 秀人 金沢市香林坊2丁目7番24号		白尾 秀人 金沢市南町3番32号		

●金沢市告示第150号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
伊藤病院	金沢市十三間町98番地	令和元年9月1日

●金沢市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した者の氏名及び住所

氏 名	住 所
西本 健二	金沢市横川4丁目140番地5

2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

3 委託した期間

令和元年9月18日から令和2年3月31日まで

●金沢市告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1014	昌 永 町 線 26号	昌 永 町 565番 2先から 昌 永 町 563番 2先まで	
1126	長土堀3丁目線 35号	長 土 堀 3 丁 目 489番 7先から 長 土 堀 3 丁 目 489番 23先まで	
1126	長土堀3丁目線 36号	長 土 堀 3 丁 目 489番 8先から 長 土 堀 3 丁 目 489番 24先まで	
3009	二 塚 9号 専光寺町西線 37号	専 光 寺 町 ワ 134番 先から 専 光 寺 町 ワ 110番 9先まで	
3012	二 塚 12号 赤土町線 23号	赤 土 町 ワ 68番 8先から 赤 土 町 ワ 68番 11先まで	
3812	押 野 12号 新保本1丁目線 16号	新 保 本 1 丁 目 262番 5先から 新 保 本 1 丁 目 263番 5先まで	
4460	小 坂 60号 牧 町 線 4号	牧 町 ウ 1番 16先から 小 二 又 町 ヌ 27番 1先まで	
4460	小 坂 60号 牧 町 線 5号	牧 町 ウ 24番 2先から 牧 町 ウ 24番 1先まで	

●金沢市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1126	旧	長土堀3丁目線 5号	長 土 堀 3 丁 目 494番 先から	
			長 土 堀 3 丁 目 494番 先まで	
	新		長 土 堀 3 丁 目 489番 13先から	
			長 土 堀 3 丁 目 494番 先まで	
4441	旧	小 坂 41号 疋 田 町 線 44号	疋 田 1 丁 目 313番 先から	
			疋 田 1 丁 目 303番 先まで	
	新		疋 田 1 丁 目 313番 先から	
			疋 田 1 丁 目 306番 1先まで	

●金沢市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	昌永町線26号	5.0 ~ 9.5	83
一般市道	長土堀3丁目線5号	2.6 ~ 8.5	47
一般市道	長土堀3丁目線35号	5.0 ~ 9.5	147
一般市道	長土堀3丁目線36号	5.0 ~ 9.5	54
一般市道	二塚9号専光寺町西線37号	6.0	179
一般市道	二塚12号赤土町線23号	6.0	37
一般市道	押野12号新保本1丁目線16号	6.0	26
一般市道	小坂41号疋田町線44号	4.7 ~ 11.2	260
一般市道	小坂60号牧町線4号	4.5 ~ 52.2	267
一般市道	小坂60号牧町線5号	8.5 ~ 18.4	18

●金沢市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
昌 永 町 線 26号	昌 永 町 565番 2先から	令和元年10月1日
	昌 永 町 563番 2先まで	

長土堀 3 丁目線 5号	長 土 堀 3 丁 目 長 土 堀 3 丁 目	489番 13先から 494番 先まで	令和元年10月1日
長土堀 3 丁目線 35号	長 土 堀 3 丁 目 長 土 堀 3 丁 目	489番 7先から 489番 23先まで	令和元年10月1日
長土堀 3 丁目線 36号	長 土 堀 3 丁 目 長 土 堀 3 丁 目	489番 8先から 489番 24先まで	令和元年10月1日
二 塚 9号 専光寺町西線 37号	専 光 寺 町 西 専 光 寺 町 西	134番 先から 110番 9先まで	令和元年10月1日
二 塚 12号 赤土町線 23号	赤 土 町 線 赤 土 町 線	68番 8先から 68番 11先まで	令和元年10月1日
押 野 12号 新保本 1 丁目線 16号	新 保 本 1 丁 目 新 保 本 1 丁 目	262番 5先から 263番 5先まで	令和元年10月1日
小 坂 41号 疋田町線 44号	疋 田 1 丁 目 疋 田 1 丁 目	313番 先から 306番 1先まで	令和元年10月1日
小 坂 60号 牧 町 線 4号	牧 町 線 小 二 又 町 線	1 番 16先から 27番 1先まで	令和元年10月1日
小 坂 60号 牧 町 線 5号	牧 町 線 牧 町 線	24番 2先から 24番 1先まで	令和元年10月1日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和元年10月1日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市小坂町北16番1及び16番3から16番7まで	金沢市高島3丁目124番地 株式会社ラディカルジャパン 代表取締役 浜 浩三	道路 金沢市小坂町北16番4
金沢市三ツ屋町口7番1及び7番3から7番9まで	名古屋市瑞穂区妙音通3丁目31番地の1 株式会社サンヨーハウジング名古屋 代表取締役 沢田 康成	道路 金沢市三ツ屋町口7番1 調整池 金沢市三ツ屋町口7番9

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和元年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

令和元年(2019年)10月1日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)10月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	